

報道発表**行政書士会西遠支部講習会における盛土規制法等の説明実施について**

令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害等を教訓として、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行されました。

本市は、令和7年5月に規制区域を指定し、盛土規制法の運用開始を予定しています。

これに先立ち、静岡県行政書士会西遠支部の年末全体講習会において、本市が盛土規制法の概要について、静岡県が県盛土条例の一部改正について併せて説明を行います。

講習会の概要及び説明内容は、以下のとおりです。

【講習会の概要及び説明内容】**1 日時**

令和6年12月13日（金）14時から

※市及び県の説明は講習会第三部15：55からの予定

2 場所

浜松市地域情報センター 1Fホール

3 受講者

静岡県行政書士会西遠支部 会員（約120名）

4 説明内容

＜浜松市＞

- ・盛土規制法の概要
- ・許可の対象となる行為・規模
- ・盛土等における技術的基準 等

＜静岡県＞

- ・県盛土条例及び施行規則の一部改正（案）

5 要旨

- ・静岡県行政書士会西遠支部は恒例的に年末講習会を開催しており、今回は関連団体の話題に並び、市及び県が盛土規制法運用に関連した内容を説明するもの。
- ・市は、今後運用を開始する盛土規制法について、法の概要や許可対象の行為、手続等、主要な内容を説明する。
- ・市は、特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を、宅地造成等工事規制区域と同一の規模に引き下げる条例を制定する予定であり、市内を統一的に隙間なく規

制し、市民の生命及び財産の保護を図る。

- ・ 県は、盛土規制法と規制内容が重複となる県盛土条例について、環境保全項目に限定した内容に改正し、施行規則についても併せて改正する旨の説明を行う。

6 その他

- ・ 現在、法運用に向けた準備業務を行っており、今後、各業界団体を対象とした説明会等の実施を予定している。
- ・ 規制区域の指定や条例の制定に当たり、現在、パブリックコメントを実施しており、12月20日まで意見を募集している。